平成２５年（フ）第４０号
宮城県遠田郡美里町字峯山８番地158　県営小牛田峯山住宅335号
債務者　柿崎　直樹
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４２９号
広島市中区光南２丁目24番14―401号
債務者　ＴＩＰＴＯＰこと　佐久間正彦
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓮見　和章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３０号
岩手県一関市大東町猿沢字荒谷16番地
債務者　小野寺　恵
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第１１６号
山形県天童市大字高擶1807番地の19
債務者　加藤　康司（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０６号
函館市山の手３丁目13番13号
債務者　蛯子　直樹
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２１８号
函館市川原町12番15号　アンビションヒルズ101
債務者　一戸　大洋
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５９号
三重県伊勢市浦口１丁目９番14号、前住所三重県度会郡御薗村大字高向1867番地２
債務者　槇野　芳子（旧姓木戸）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
島根県大田市大田町大田イ240番地３
債務者　森本　　明
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３０９号
埼玉県朝霞市溝沼１丁目４番20号　サンハイツ朝霞101
債務者　千葉　芳子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６２６号
埼玉県川口市大字赤山1384番地の１　川口赤山住宅３―301、破産申立時の住所埼玉県川口市安行出羽４丁目９番14号　タウンハイツ中村２号室
債務者　長谷川寿美（旧姓澤下）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６７３号
埼玉県和光市西大和団地４番３号406
債務者　牧野　雄二
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７４５号
埼玉県和光市白子２丁目９番30―Ｂ301号
債務者　松本　理恵
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７８９号
埼玉県新座市栗原５丁目７番11号　レジデンスクリハラ201号室
債務者　香西美代子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７９５号
埼玉県加須市花崎北４丁目６番地２　アーバンはなさき203号室、旧住所さいたま市中央区上落合８丁目１番13号　ラベンダーハイツ206
債務者　浦門　絹江
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９８号
埼玉県入間市大字上藤沢351番地１　清水ハイツ201
債務者　吉田　謙二
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３７２号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１―15―408
債務者　澁谷　美里
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３３９号
埼玉県狭山市大字北入曽518番地の９
債務者　福井　　優
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部